

監査公表第11号
平成30年5月25日

周南市監査委員 中村研二
周南市監査委員 坂本心次

定期監査結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定期監査を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、公表します。

（当該監査の結果は、平成30年4月19日に議長及び市長に提出し、平成30年5月25日に議会報告されています。）

1 監査の対象

経済産業部

商工振興課、農林課、水産課、動物園

2 監査の範囲

平成29年4月（一部平成28年4月）から平成29年11月までの収入、支出及び契約等財務に関する事務

3 監査の実施期間

平成30年1月30日から平成30年4月18日まで

4 監査の方法

監査に当たっては、財務事務監査を中心に、行政監査の視点も取り入れ、市の事務の執行が法令等に則り適正に執行されているか、合理的かつ効率的に執行されているかを主眼として実施し、全部又は一部を抽出により関係書類を検査照合するとともに、関係職員から説明を聴取した。

なお、地方自治法第199条の2の規定に該当するものについては、除斥対象とした。

5 監査の結果

次に述べる事項を除いて、おおむね適正に処理されていた。

なお、指摘事項の詳細にわたる部分や軽微な事項については、監査結果の講評の際に、文書で指導した。

商工振興課

(1) 収入事務

ア 補助金の返納について、納入通知書に納期限の記載がないものがあった。

(2) 支出事務

ア 負担金の支出負担行為について、周南市職務権限規程に基づく決裁がされていないものがあった。

(3) 財産管理事務

ア 備品について、備品管理システムに未登載のものがあった。

農林課

(1) 収入事務

ア 分担金等について、納入通知書に納期限の記載がないものがあった。

(2) 支出事務

ア 交付金の交付決定について、周南市職務権限規程に基づく決裁がされていないものがあった。

(3) 財産管理事務

ア 備品について、備品管理システムに未登載のものがあった。

水産課

(1) 収入事務

ア 補助金の交付申請について、周南市職務権限規程に基づく決裁がされていないものがあった。

(2) 契約事務

ア 廃棄物収集運搬処分等の委託について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に規定する書面が作成されていないものがあった。

(3) 財産管理事務

ア 行政財産目的外使用許可について、周南市職務権限規程に基づく決裁がされていないものがあった。

動物園

(1) 収入事務

- ア 使用料等について、納入通知書に納期限の記載がないものがあった。
- イ 都市公園使用料について、算定に誤りのあるものがあった。

(2) 財産管理事務

- ア はがきについて、切手等受払簿に記載のないものがあった。
- イ 備品について、備品管理システムに未登載のものがあった。